

第3回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 12人

会長	1番 内海 武博		
会長職務代理者	2番 作田 博	3番 折元 文則	
	4番 上野 悟	5番 安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番 得納 逸二	9番 鈴木 義昭	10番 荻田 光
	12番 吉儀 良弘	13番 桜井 陽子	14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 8番 宮丸 和也 11番 岡田 典子

5. 議事録署名委員の指名 5番 安井 弘之 7番 得納 逸二

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第12号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件3筆)

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件4筆)

議案第16号 非農地証明申請について(1件1筆)

議案第17号 農業委員の辞任の同意について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用分配計画案について(利用権設定)

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(3) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(4) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課振興係 城西係長 山下主任

9. 傍聴者 1名

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会) 13時30分

事務局 それでは定刻となりましたので只今から総会の方を開会したいと思います。
総会にあたって、注意事項をお知らせします。総会中は携帯電話の電源を切る
か、マナーモードにお願いをいたします。また、総会中、席を立たれるときは、

議長の了解を得て退席してくださいますようお願いいたします。それでは初めに会長の方からご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてみなさんこんにちは。春の農作業を控えてだんだん気忙しい陽気になってきましたので、皆さん大変になるんだろうなというふうに思っておりまます。今日は、オリンピックの聖火ランナーが走り始める日だったんですね。福島県に始まりまして、我々広島県は5月17、18日で三次市から廻って12市町を廻るような計画になっていました。ただ、テレビの報道なんか見ますと緊急事態宣言が解除になってタガを外すといいますか、えらい賑やかにやってられるような事を報道でやってましたね。今後どうなるんじゃろうかなという気がしてちょっと心配はしております。無事に大過なく過ぎてくれれば良いかなというふうに思いますね。さて、今月は11日に会長、事務局長会議がありました。これはコロナの影響で、オンラインで事務局の隣の会議所でやっております。これには、大原課長も一緒に参加されました。初めてやりましたけれども、なんか味気ないですね。隣で話をしどしても別に問題ないような小さい画面に映っているような事で初めての経験をさせてもらいました。それから、22日に県の農業会議の総会に、これは国際ホテルであるという案内をもらっておりましたけれども、書面議決をさせてもらうということで事務局長ともども書類を出したところでございます。

議長

それでは世羅町農業委員会総会第3回を開催させて頂きます。本日の出席は12人、8番宮丸委員さん、11番の岡田委員さんが欠席でございます。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名は、5番安井弘之委員さん、7番得納逸二委員さんにお願いをします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、それでは、議案集37ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」いわゆる合意解約の届け出についてです。1件目、■さんと■さんの件につきましては、■■■への耕作依頼ということで合意解約がなされました。2件目、■さんと■■■さんの件につきましては、転用予定ということで出されております。それから3件目、■さん、■さん、■さんと■■■さんの件につきましては■さんの方へ耕作依頼するということでの合意解約が出されたものです。報告については以上です。

(議案第12号)

議長

はい、それでは、議案第12号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題とします。この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。

議長

この件につきましては、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課

失礼いたします。産業振興課産業振興係の山下です。よろしくお願ひいたします。

ます。それでは議案第12号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」説明をさせて頂きます。議案第12号のお手元の資料1ページが今回の世羅農業振興地域整備計画変更理由の概要となっております。農用地区域から除外するものは、8件10筆、除外理由の内訳は、太陽光パネル発電設備設置が1件、宅地及び資材置き場用地が1件、資材置き場用地が1件、漬物工場用地3件、墓地用地1件、非農地が1件となっております。具体的な場所面積など筆ごとの詳細につきましては3ページ以降をご覧ください。続きまして編入するものは、4件18筆、編入理由は全て中山間地域等直接支払事業の実施区域とするためでございます。具体的な場所面積など筆ごとの詳細につきましては6ページ以降をご覧ください。なお、10ページからは位置番号順に位置図を付けておりますので併せてご確認ください。最後のA3の地図には、およそその場所がわかるよう印を付けております。以上が世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。これで説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

- 議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、10番荻田です。除外の6重永弁城ですけど、中山間直接支払いとか言うのは解除になってますでしょうか。取り組んでない場合もあるかもしれません。
- 産業振興課 こちらにつきましては、中山間地域等直接支払の事業には該当ございません。
- 議長 よろしいですか。
- 10番 はい。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 ございませんか。
- 議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
- 議長 採決をとります。賛成の方は拳手をお願いします。 (全員拳手)
- 議長 はい、ありがとうございます。全員拳手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第13号)

- 議長 はい、続いて、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1件3筆)を議題といたします。

(議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地籍
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)生前贈与 (受)生前贈与により譲り受けて引き続き管理する	鍛治谷・真野・梅田	畠2筆 田1筆	3,684 m ²

- 議長 報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いいたします。 (推進委員入室)
- 議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、それでは、議案集1ページをご覧ください。議案第13号「農地法第

3条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。)

議長

はい、1件目について鍛治谷委員さんより報告をお願いします。

鍛治谷委員

こんにちは。今般土曜日4時から現地の方へ行きまして見させて頂きました。一応3筆あるんですが、先ほど事務局の方が言ったように左側が[REDACTED]さんが耕作、真ん中の小さいとこが自分で畑作、右側が梅の木を植えたり畑作をされておられます。生前贈与ということで、良いんじゃないかという結論で解散しました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
(推進委員退席)

議長

それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う方に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。ありがとうございます。

(議案第14号)

議長

続いて議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。

(議案第14号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
[REDACTED]	田 1,023 m ²	農業用施設用地	茶谷・湯川・是竹	第2種農地 農用地区域用途区分 変更済

議長

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集7ページをご覧ください。議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件申請が出ております。(議案集により朗読説明。)

議長

はい。続いて現地調査をして頂きました、茶谷推進委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員

はい、失礼いたします。3月20日朝9時から湯川委員さん、是竹委員さんと3人で現地を確認しに参りました。この当該農地は[REDACTED]へ上がる道筋のちょっと入った所で、[REDACTED]さんがあった所の近くでございます。以前も私も通ってたまに見た時に、小さい田んぼをちょっと町だおしみたいなことをやり始めとんのかなという感じはあって見とったんですが、この度、大きい区画の状態になったままで申請が出てきてまして、プレハブを建てて資材を置くにしても十分な面積だろうと、それと水の関係とかそう言う物を、日照に関しても、全く孤立した場所というんですか、独立した場所なんで、影響を与えることはまず無いだろうということで3人の意見が一致いたしまして、許可相当じゃないかというふうに結論にいたしました。ご審議の程よろしく

お願いいいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
（推進委員退席）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う方に賛成の方は、
挙手をお願いします。
（挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。

（議案第15号）

議長 続きまして議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(2件4筆)を議題とします。

（議案第15号の内容農地法第5条の規定による許可申請について）

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
████████ (所有権移転)	████████	田2筆 380m ²	宅地	勝見・黒木啓・藤高	第2種農地 農用地区域除外
████████ (使用貸借権設定) (議案訂正)	████████ (議案訂正)	田2筆 632m ²	木材乾燥場 及び駐車場	茶谷・湯川・是竹	第3種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。
（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案集15ページをご覧ください。議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(1件目に付いて議案集により朗読説明。)

議長 1件目に付いて勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、3月21日に藤高委員と黒木委員と3人で現地を確認いたしました。
特に問題はございません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
（推進委員退席）

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、続いて2件目です。（議案修正）譲受人は██████さん、譲渡人の方が██████さんとなります。逆になります。現所有者は██████さんです。
よろしくお願いいいたします。訂正の方、よろしくお願いいいたします。内容については変わらぬので、説明をさせて頂きます。(2件目に付いて議案集により朗読説明。)説明の方は以上です。

議長 2件目に付いて茶谷委員さんより報告をお願いします。

- 茶谷委員 はい、茶谷が報告します。同じく4条と一緒に3月20日9時半頃から、湯川委員さん、是竹委員さんと3人で現地を確認いたしました。現地はすでに真砂が入っているというか、田んぼとして手を出すような形態ではございません。26ページですかね、フェンスで囲った所の中の雑草が生えている感じでほとんど整地されて水を入れても溜まるような場所ではない。そんな状況でございました。[白某教室のある黄色い建物の前でございまして、一連の面積上にある高さのところにあります。いずれにしてもこれは、こういう用途としてはやむを得んだろうという意見で一致いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。]
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、10番荻田です。住所は同じところにお住まいですか。
- 事務局 一緒です。
- 議長 よろしいですか。
- 10番 はい。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 はい、どうぞ4番委員さん。
- 4番 4番上野です。駐車場と木材乾燥場、これは商売として乾燥させるんですか。駐車場は商売されているんで分かるんですけど、木材乾燥場は、誰かに貸して。木材を乾燥する目的は何なんですか。乾燥場というのがよくわからんのじゃけど。
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 事務局の方で聞かせてもらっているのは、息子さんの方が、木材を加工して、とにかく干すのに広い場所が欲しいと。自宅付近には広い場所がないので、所有地でやろうかなということで言われておりました。物については、どんなものかちょっと聞いてないんですけど、加工したものをとにかく干すのに場所がいるということを言われておりましたので、その販売をするとかその辺の目的のところにまでは確認しておりません。すみません。
- 4番 では、自分の所で使うということで。
- 事務局 自分のとこに使われるか、売られるかというとこまではうちで把握できとりませんので、すみません。
- 議長 はい、よろしいですか。
- 4番 はい。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 はい、10番さん
- 10番 10番荻田です。この方、親子ということで5条を申請されるんですか。
- 事務局 使用貸借となっております。所有者はお母さんのまで、使われるのは息子さん、使用貸借ということで農地は転用ということです。よろしいでしょうか。

- 議長 よろしいでしょうか。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)
- 議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う方に賛成の方は、
拳手をお願いします。
(拳手全員)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員拳手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。

(議案第16号)

- 議長 続いて、議案第16号「非農地証明申請について」(1件1筆)を議題とい
たします。

(議案第16号非農地証明申請について内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廢年月日	証明を受けよ うとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 136 m ² (現況雜種地)	S55年頃	地目変更	茶谷・湯川・是竹

- 議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集32ページをご覧ください。議案第16号「非農地証明申請に
ついて」です。(議案集により朗読説明。)
- 議長 はい、続きまして現地調査をして頂きました推進委員さんの報告を受けたい
と思います。1件目について茶谷委員さんよろしくお願ひします。
- 茶谷委員 同じく3月20日11時前から現地を確認しに参りました。湯川委員さん
是竹委員さんと3人で現地確認をいたしました。当該農地の所は、ちょうど
[REDACTED]学校道言うんですかね、それと[REDACTED]の方へ南北に走
る道の交差点よりちょっと西に寄ったところ、日頃この当該農地の番地の前
に家がありましたんですが、解体と同時に後ろのこの部分ということで行きましたら、
きれいに碎石というかこんな状態でもう敷いてありますて一連の農
地としての体は成さない状況がありました。ですからもう非農地として認め
るのには、問題ないだろうということで3人の意見が一致いたしました。ご
審議宜しくお願ひします。

- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから
の報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、4番委員さん。

- 4番 はい、4番の上野です。実は、この申請について近所の方から「申請出しと
るんじゃけどいつ頃になるんか」「早くしてほしいんじゃけど」と言ったら、
実は先日ほど来られた言うて、20日言われましたよね。だからその時に私に
言われて「今見に来たんなら今月間に合うんかの」というてその方に返事させ
て頂いたんですけど、この議案は20日頃には出来ていますよね。ということ
は、茶谷さんが見に行った時には出来とるんですよね。

- 事務局 現地ですかね。
- 4番 現地、この資料はね。
- 事務局 議案は出来ていますね。
- 4番 だから、茶谷さんが遅れたりとかいうことがあったら、これはここに乗らんのですかね。20日に行かれた時には、もう議案は出来とるんですね。
- 事務局 流れから説明させてもらうと、役員会の段階でほぼ出来上がっています。
- 議長 役員会の10日には。
- 事務局 ほぼ出来上がったものを役員で内容確認をする、審議して頂いて、その後、皆さんにお配りするような流れとなってます。
- 4番 だから3月10日にはこれが出来とるわけですね。
- 事務局 現地調査員の人は後から見られるということですよね。
- 4番 そうです。はい。
- 事務局 もしそこで、例えば「おかしい」とかなんとかということになり得ることな
- 4番 んですか。
- 事務局 それはありますよね。
- 4番 あるんですよね。だからその現地調査員の人がここで、ここは不正なうこ
- 4番 とは発表されるんですよね。
- 事務局 もし、おかしな事があれば、そうなりますね。
- 2番 それか総会より先に相談されますよね。
- 4番 現地調査員さんがいいと言われるからいいんですけど、いけませんと言われたら、例えばですよ。現地調査員さんがダメじゃいうことになれば、ここで現地調査員はダメでしたというふうにここでされるんですか。
- 茶谷委員 はい、現地確認で疑念のある部分は、この場で提案させて頂きます。
- 4番 そうすると、ここで否決して、許可しないということにしてもいいわけです。私、この間聞いて調査員があって、それができてからじゃけえ来月なんかのと思って何気なしに思ったんですけど、今回質問が近所の人から早くしてほしいと言われて早く言ってくれればよかったですけど、と思うたんじゃが、だからこれで許可になるんですね。
- 事務局 流れとすると、これで採決の結果、許可いただきましたら、翌日付くらいで証明書が出来ると思います。翌日、明日。というのも、実は当該の方からお問い合わせがありまして、その様に回答はしとるんです。
- 4番 この、■さんですかね、いつ頃からここに話はあったんですか。
- 事務局 流れから説明させてもらいますと、こう言ったものの申請を、ひと月ごとにまとめて、取りまとめて翌月の総会にかけるというようにします。ですので、2月中にもらったものを今回載せております。この方の受付の日付までここでは分からぬんですけど、2月頭くらいだったと思います。ですので時間が空いてしまうので、2月下旬だったら1か月ですが、2月頭だと2か月になってしまいますので、そういうったとこだと思います。
- 4番 10日には役員会で見られるとるわけで、それまでには資料つくらにゃいけん訳ですよね。2月の末じゃあ到底まにあわん。

- 事務局 2月末締めで、3月頭に事務局が現場を確認して、写真を撮ったりして議案を作成しています。
- 4番 これだけの資料を作るんですね。それは忙しいね。わかりました。今後そのように説明します。
- 議長 他にはありませんか。
- 議長 大丈夫ですか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)
- 議長 それでは採決とります。申請どおり証明するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり証明するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- (議案第17号) 続きまして、議案第17号「農業委員の辞任の同意について」を議題といたします。この議案は世羅町長より諮詢されており、農業委員会の意見を求められております。
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 失礼します、議案集36ページをご覧ください。議案第17号「農業委員の辞任の同意について」趣旨を説明させて頂きます。岡田典子委員から令和3年2月15日付で、病気療養中ということで農業委員の職を続けることが困難であるとの理由により、令和3年3月31日をもって、農業委員会委員を辞任したい旨の辞任願いが世羅町長の方へ提出されております。これに基づきまして町長からこの岡田委員の辞任について農業委員会の方へ諮詢されております。こちらの方が適切かどうかをここで諮詢して頂きました、また町長の方に、答申という形でお返しするようになります。ですからこの場では、この辞任について妥当かどうかを皆さんに判断して頂くということでお願いをしたいと思っております。
- 議長 事務局からの説明が終わりました、質疑、意見はありませんか。
- 議長 ありませんが。まあこの件につきましては、結構前から欠席をずっとされていましたし、本人さんの状況をこの場でも話をしてもらったりしておりましたので。
- 議長 それでは、辞任が適当であると答申するものとして取り扱いますけどもよろしくございましょうか。
- 議長 はい、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、辞任が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 事務局 それでは、ちょっとここで補足をさせて頂きます。
- 議長 はい、事務局どうぞ。
- 事務局 はい、今の17号に関連いたしまして、「辞任の同意が得られた場合の今後の予定」ということで記載しておりますが、明日付で世羅町長の方に答申をし

まして、町長決済で辞任が正式に決定されるということになります。それに伴いまして参考として書いてございますが、「世羅町農業委員会の委員選任に関する規定」の補充の場合、欠員が生じた場合は規定に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。できる規定なんですが、この度、4月2日から4月27日に募集をかける方向で準備を進めております。その後、28日に申し出があれば書類選考、その後6月3日頃に世羅町議会の方の定例会で任命同意を求めて承認をされましたら、7月1日から町長から任命をして頂くというような形で、残任期間の令和5年7月19日までという予定で進めていきます。併せて、今回、別紙資料「農地利用最適化推進委員の公募について」をお付けしておりますのでそちらの方をご覧ください。令和3年2月24日に黒木和昭推進委員さんが亡くなられました。そのため後任の推進委員を次のとおり公募する予定としております。先ほどの農業委員さんと同じ様なスケジュールで4月の2日から27日まで公募させてもらいまして、28日に審査で5月25日の総会において委嘱の議案を提出して、承認を得られれば6月1日から委嘱をして頂くということで計画をしております。農業委員さんの方は、議会同意を得て町長が任命する。というのでちょっと時間がかかりますが、推進委員さんの方は、会長が任命するということになっておりますので、6月1日からと1か月早めにするような計画で考えております。事務局からの説明は以上となります。

- 議長 はい、以上の説明で何か質問等ありましたらお願いします。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、10番荻田です。農地利用最適化推進委員さんとのことは、旧で言えば甲山地域の方ですか。
- 議長 東地区ですので、当該地区の方から選んでいきたいというふうに考えております。それでよろしいですか。
- 10番 はい。
- 議長 はい、ありがとうございました。
- 議長 この件についてよろしいですね。

(議案第18号・第19号)

- 議長 議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

- 事務局 失礼します。それでは、別冊議案第18号「農用地利用集積計画の作成について」それから同じく別冊議案第19号「農用地利用配分計画の作成について」併せて説明いたします。まず、議案第18号について、2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地

(利用集積計画の集計を概略説明)

10年以上の長期の設定が、個人4筆8,150m²、法人が26筆30,209。

甲山地区 6筆 7,838 m²、世羅地区 33筆 39,991 m²、

世羅西地区、32筆57,147 m²、合 計 71筆 104,976 m²

(田 71筆 104,976 m²)

多くは高齢で管理が出来なくなったり、管理者が亡くなられて、相続等で管理が難しいなどの理由によるものとなります。

続いて別冊、議案19号「農用地利用配分計画(案)の作成について」3ページをお開きください。別途の4筆4,187 m²を農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から、農事組合法人すなださんへ、世羅地区7筆5,011 m²を山口広規さんへ、9筆11,823 m²と8筆7,158 m²を株式会社恵さんへ、世羅西地区5筆9,287 m²を有限会社こめ奉行さんへ、1筆3,228 m²を三木俊三さんへ配分する計画が出されております。説明については以上です。

- 議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、貯料の欄なんですけど、30kgとか1万円とか玄米30kgとか玄米30kgに統一した方が良いのではなかろうかと、30kgというのは白米ではないんですよね。玄米と統一した方が良いんではなかろうかと、契約ですから玄米とはっきり書いてあった方がいいんではないかないかと思います。
- 議長 どうでしょうか。
- 事務局 申請に書かれているとおりにここに転記させて頂いている状況です。
- 事務局 玄米と書いてある人には、ちゃんと玄米で書いてここへ写させて頂いている状況なんですが。農家さんは玄米だと思ってされているんですけど、精米して受け取られる側が「量が減ってるぞ」ということを言われることがありますね。
- 10番 代が変わるとわからない方も出でますよね。申請書に玄米に○を付けるとかにはならないですかね。
- 議長 何れにしましてもこれ、中間管理機構さんが書かれているものですかね。
- 事務局 中間管理機構さんのもあるんですが、機構を使わない利用権設定も書かれていることを忠実にと言ったらあれなんですが、例えば、議案第18号の6ページの最後の方、中間管理機構さんの所なんですけど、ここへ5,000円(現況面積)として書いてあるんですが、これが書いてないのと書いてあるのとあると思うんですけど、これも作付けの面積に対してというふうなもとと思うんですが。水張面積と思われるんですが、申請書には現況面積って書かれているのでそのままここへ書かせてもらっている様な状況です。こちらであえて選択せずに、書かれているものを、ここへ落とし込んでいるというような状況です。
- 10番 例えば子供さんが30kgと思っていたて27kgだって、そういう問題もこれからは起きるんじゃないかなというような意見です。はい。
- 事務局 申請時の時にですね、気付いた時には玄米と書かせてもらっても良いですかと確認はさせて頂こうと思います。

- 議長 はい、5番委員さん。
- 5番 5番安井です。今の玄米30kgという場合は、貸し手は収入になりますよね。その相場であれんなるんですか、その、玄米30kgが例えれば反当1万円だったら1町で10万円で、10袋だったら玄米、品種によって変わるんですかね。
- 事務局 農業の収入とか不動産の収入で申告される場合には、お米の種類で農協の買取価格を参考に算出をされているようです。
- 議長 よろしいですか。
- 5番 はい。わかりました。
- 議長 はい。9番委員さん。
- 9番 資料の数字なんですけど、3ページの甲山地区法人の1,338m²は、合計に載ってのってないように思うんですが。
- 事務局 甲山地区法人と甲山地区農地中間管理機構を足したもののが法人合計なんです。ちょっと表は離れていますけど、法人合計は下の方に、中間管理機構だけの合計みたいになってますが、上の法人とも足した合計になります。
- 9番 分かりました。含まれているんならいいです。
- 事務局 含めてあります。
- 9番 別枠になって見えるから。
- 事務局 (資料の集計について説明)
- 議長 よろしいでしょうか。
- 議長 では、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
- 議長 採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 議長 本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いします。
- (議長交代・作田副会長が進行) 14時25分
- (報告事項)
- 議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局の報告を求めます。
- 事務局 はい、議案集38ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」いわゆる相続登記の届け出となります。1件出ております。 [REDACTED]さん、[REDACTED]さんから相続をされたということで10筆12,960m²の届け出がございました。はい、事務局からの説明は以上です。
- 議長 次に、報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」を事務局より報告を求めます。
- 事務局 はい、議案集39ページです。報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」ですが、先日2月18日、事務局は行ってはおり

ませんが、議案を1つ出しておりました。[REDACTED]さんの案件の意見聴取を県の方へ求めておりましたが、許可されることに異議はありませんと回答を頂きましたのでご報告させて頂きます。以上です。

議長 それでは、報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、40ページです。報告事項(4)について農業相談関係日誌を載せておりますが、3月まで新型コロナ感染症対策の為、中止とさせて頂いております。報告は以上となります。

議長 事務局からの報告が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

(連絡事項)

議長 ないようですので、連絡事項(1)「今後の日程」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 はい、それでは、41ページをご覧ください。

(連絡事項(1) 今後の日程について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
4月7日	農業相談	甲山自治センター	内海委員・宮丸委員	9:30
4月9日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館	役員全員	9:30
4月14日	農業相談	山福田自治センター	折元委員・荻田委員	9:30
4月26日 第4回	世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3階会議室2	委員全員	13:30

(以下、議案集により朗読説明) 以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

議長 はい、委員さんの方から連絡する事がありますか。

議長 はい。どうぞ6番委員さん。

6番 6番夏見ですがよろしいですか。

議長 はい。

6番 つい先日3月16日、農家の方から、一報の電話を受けました。内容としましては、[REDACTED]さんの件でした。電話の方は、[REDACTED]に在住しておられ、[REDACTED]さんに利用権設定をし、水田を貸しておられました。内容としましては、農地管理が杜撰で近隣の耕作地に迷惑が掛かり、苦情を受けています。苦情の内容としましては、農業用水の掛け投げ、水の管理をされないので、除草剤も効かなく、雑草が生い茂っている。草刈りをされない。稻刈りの際、落水が出来てないまま刈り取られる。借賃の支払いが約束通りにされない。等苦情がありました。この方の苦情については、貸した本人が苦情の受け皿になっているということで、非常に困っておられるという話でした。で、この話を聞いた中でですね、皆さんの方へもちょっと、考えてほしいと私も思います。で、[REDACTED]さんの件については、以前私も質問したことがございます。再度の質問とさせて頂きます。[REDACTED]地区の方より、苦情相談があった内容について、[REDACTED]さんは現在認定農業者であり、資格取得の際には、認定機関の審査を受け、取得されていると聞いております。まず、[REDACTED]さんは認定時、今現在の耕作面積と労働人員を教えて頂けま

すか。また、世羅町以外に掛け持ちの作業受託はありませんか。今回の苦情から察すると、認定時または、認定後に、[REDACTED]さんは能力以上の耕作を受理されていたのではないかと推測されます。個人で耕作できる面積としましては、経験者から聞くと、十分な管理をしてしまうとですね、5ha、最大でも10haではないかということをお聞きしました。今回の件について、貸し手、借り手の仲裁を速やかにお願いしたいと思いますし、この度の苦情を通して、農地が管理されてない状況を、農地パトロール等の中に含め、警戒が必要ではないかというふうに思いました。この件についてですね、今後私たち、また農業委員会の事務局として、どの様に対処、対策を取られるか言うのを教えて頂ければと思います。以上です。

議長

事務局

はい、ありがとうございました。

当初の認定から今までの面積の所を説明させてもらいます。当初は青年等就農計画認定証、これは新規就農の方として認定がされておりました。1.5ha 今、現状お持ちです。経営面積が令和 4 年までで 15ha に増やされるという計画を出されておりました。その後、計画の変更をされまして、令和 1 年の時点でもう 7.1ha 耕作をされていて、令和 2 年で 25ha 借り入れをされていて、当初より大幅に増えているということで、ここで変更をされております。その後ですね、個人でしたので、先ほど言われた、[REDACTED]

[REDACTED] に法人化をされるということで、令和 2 年度の変更の時に 25ha だったんですが、この法人化の時に少し整理をされて、21ha になっております。そこから令和 7 年までで 40ha に広げるという計画をされております。この面積は、町内だけの面積でこの計画を出されております。町外の面積については、ちょっとここでは数字が分からないです。

産業振興係長

変わっても大丈夫ですか。

事務局

産業振興課の係長がいますので、ここでバトンタッチさせていただきます。
すみません。産業振興課で産業振興係長をしている城西と申します。[REDACTED]

[REDACTED] の関係でございますが、町外の農地につきましては実際ないとご本人から聞いております。というのもですね、町外の方へ農地がある場合は、今年度の 4 月 1 日から基盤法の法律が変わりまして、県内の関係につきましては、世羅町以外の場所で営農されている場合につきましては、広島県で一括認定するように変わっております。そういった所で今回、新たに、[REDACTED] として認定農業者の認定をするにあたって、農地を所有されるかどうかを確認させて頂きましたら、町外は無いということがございましたので、世羅町の中の就農だけということがございましたので、世羅町として認定させて頂いております。その際に、実際には、株式会社として法人化されるということでですね、認定新規就農者の要件としましては、計画時から、5 年間以内で 250 万以上の所得を設ける、というような部分もございますし、面積的な所もございまして、そうしたところで精査される中、[REDACTED]

[REDACTED] さん個人の方が法人化してやって行きたい。というようなこともございましたので、今回、令和 2 年 12 月でございますが、世羅町のへ改善計画認定

申請書を提出して頂きまして、その関係の中身に付きまして、これは、認定関係の諮問機関といたしまして、世羅町扱い手協議会という組織を設立させて頂いており、その組織の構成員といたしまして、県の東部技術指導所と尾道農林事業所と、後は関係があれば畜産事務所、後JA尾道市世羅営農センター関係と、もちろん農業委員会からもご出席頂きまして、認定審査をさせて頂いて、適當かどうかというところの判断させていただき認定できるかどうかという結果につきましては、町の方へ諮問と言いますか、認定が適當であるというようなところでお返しさせて頂いております。以上です。

6番 いいですか。

議長 どうぞ。

6番 令和2年の12月に認定いうことだったんですが、今現在、令和3年の3月ですけど、認定自体された時点では、先ほど私が言いました、この[]さんが、人に迷惑をかけずに経営する面積であったのかどうか、いけいけどんどんで認定したんでは無いんですね。

産業振興係長 はい、今回の認定に関しましては、ご本人さんが会社経営として、中々個人では難しいというようなところでございますので、今後、継続して規模拡大をして行きたいという所もありまして、改善計画とかの中にもあるんですが、個人でされている時以上に雇用関係とか増やしてですね、営農されて行きたいというようなこともございましたので。その中でどうしても面積と機械等についても、適當な規模であるかどうか言う所の方は、話をして決定の方をさせて頂いとるということでございます。いけいけどんどんで決めていく訳ではございません。

6番 それでは、今のようなことが苦情として上がっている事に付いては、どう思われるんですか。

産業振興係長 苦情に関係があることに付きましては、その都度、今回の関係に付きましては、農地中間管理機構も活用されているということもございまして、基本的には中間管理機構、世羅町におきましては駐在のコーディネーター等がおりますのでそういう方と話をさせて頂いておりますし、今回の関係に付きましては、つい先週ではございますが、広島にあります農地中間管理機構の担当の方と、具体的な今後どの様な対応をするかというような話をさせて頂いて、対応の方今後とも続けさせて頂きたいと思っています。ただ、前回協議をさせて頂く中でどうしてもそういう出来てない部分に関しては、機構の方からも直接話をして、状況を伺いながらどういった所で改善できるかいうようなところの話等を進めて行くような形になると思います。

6番 私も苦情を受けた側ですから、この事についてですね、どう言うふうに農業委員会として話を聞いてくれる。じゃ、その事がどう言うふうに改善して頂けるのかという所をですね、質問された以上ちゃんと説明しなくちゃいけない。それは今の話で、私も[]さんに対してどう言うふうに今の苦情の元についてどう言うふうに改善していくのか。今年度3月から農業が始まってまいりますけどその中でどう言うふうに進めていくのかというふうな

具体的な返事が出てこないと、私も質問された方へですね、納得する様な説明は出来ないし。ただ広島県の話を聞いてどうこう言うのは、そんな悠長なこと私も待っていられないから、私が説明するのかそれとも役場の方からその方へ説明してくれるのかその辺はどうされますか。

事務局長

はい、私の方からすみません。産業振興係長の方から説明しましたように中間管理機構の方から、[]さんの方に、[]の方には協議と言いますか注意も含めて、委員の方から言わされました内容、ほとんど同じ中身なんで、もう一度は申し上げませんでけれども、それについてどう対応するのかということが、まずは先ほど言いました中間管理機構の方に、町として話を申し入れしましたので、中間管理機構の方から改めて本人さんの方に指導も含めてどう言うふうにするのかということがおきます。それでこれについては、夏見委員が確かに早めに答えを返してあげたい、というのも分かるんですが、まずは一回、中間管理機構と借り手の方ですね、こここの協議へ整うまで、整うというかそこの話が出来るまでは、迂闊という言い方もおかしいですし中途半端というのもいけませんが、こちらの思いだけを伝えるとですね話がややこしくなるんで、申し訳ありませんが、中間管理機構、町もそうなんんですけど、人事異動等がございますので、4月の新しい体制になって遅いと言われるかもしれません、その時に協議をして頂くと協議というのは、「どうしますか」じゃなく「こうしてください」とか言うのも含めてですね、やってもらいますので、その答えをもって改めて説明をしたいというふうに思います。ですので、委員の方からは緩いという話になるかも知れんのですけども、管理機構さんとの話が整うまでは、今、私どもの方から「これ」という答えを出せないというのをお伝えしていただくしかないですね。今現在はです。

6番

分かりました。事務局長の話で、了解したものをですね、ご本人さんの方へは、今日お伝えしておきます。こういうことが今回すぐご返事もらえたんですぐ返していけばですね、ご本人さんも安心されるというふうに思いますのでそのように私の方からしつきます。

事務局長

申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

6番

はい、分かりました。

議長

はいどうぞ。

10番

10番荻田です。今の話の中で借り戻を払われてないということなんですよ、そういう言葉がありましたけど全て中間管理機構を通されているんです。

議長

はい、事務局。

事務局

中間管理機構通されている件でも、お金を払うケースは問題ないんですが、いわゆる物納という分ですよね、お米をお持ちいただく件については直接持って行って頂くなり、送って頂くというふうに対応して頂いとるんですが、そこがちょっと滞っていたのがございまして、年内にというのが契約だったんですけど、年明けに対応されたというのが今回の案件でした。

10番

対応はされてるんですか。

- 事務局 もうすでに送ってはおられます。そこも役場の方の職員が、その対応をわざわざ確認までしております。
- 10番 これだけ、法人にされましたか、個人でいっぱいやられれば、そういう問題、起こりますよね。物納言うのは。物納はやめるって言よったんじゃないかな。
- 事務局 当初は無かったんですけど、現場の声を聴くとやっぱりほしいという形になつて、物納も出来たと聞いておりますが。やはり物納はトラブルがやっぱり多いので、そこはまた機構も中で検討されていると思います。
- 議長 はい、その他ありませんか。
- 議長 はい、どうぞ。
- 7番 実際、何人ぐらいでやられてるんですかね、あれ。結局、田んぼがいるんじゅいうことで、話をして、[REDACTED]でも出せるところがあつたけえ「じゃあこれやってもらえますか」といって出したんですが、結局そう言う苦情が、全然関係ないんじゃけど今度はこっちの前借受けとつたとこへみな苦情が入つて来てね、困つたけど。何人ぐらいでやつてるんですかね。
- 事務局 はい、法人さんの申請の際の構成で言うと、本人さんが作業全般基本的にやられます。今の臨時雇いを今現在4人、常勤0なんですが、今度は常勤を3人と臨時雇いを5人ということで雇用を増やしていく予定でおられる見込みです。5年後、令和7年までにはそう言うふうにしていくという計画のようです。実際、今年の作付けの時にも臨時雇いを探しちゃつたらしいんですが、コロナの関係か何か知りませんが、中々見つからず、出来なかつたというのを理由の一つとして聞いてはおるんですが、以上です。
- 議長 はいどうぞ、10番委員さん。
- 10番 はい、10番荻田です。まあ、こう言う問題がたぶん出てくる事だと思います。やっぱり農業委員も動かにやあいけんのじゃないんかな気が、私はします。ということで、私だったら直接本人に会つて、最初ちょっとどうなんかというような事は聞くとは思いますけど、やっぱりそう言うのも農業委員とか推進委員さんとかの一つの役目だと思いますのでまた色々あつたら言って頂ければと思います。
- 事務局 ありがとうございます。おっしゃられる通りだと思います。委員さんだけでなく、推進委員さんも含めて、事務局も含めて、皆さんで協力して農業の発展のために頑張つていければと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、9番鈴木さん。
- 9番 鈴木です。同じような事ですが、私も普段色々と聞かれることがあるんですが、やっぱりそう言うトラブルですよね、草刈にしても水路の問題にしてもよくあるんですが。この会議で許可はしますが、許可して後はそう言う問題が起きた時の解決方法言うんですかね、私たちよくわからんですが、当人同士で解決してくださいとか言う話も、当然あると思うんですが。当人同士では、中々言えん所もあるし、そういうところをやっぱし、農地を守る、

環境を守って行くという方向で行けば、農業委員会の中でも、ただ認定をするだけじゃなしに後々の事もやっぱり含めて、指導なりなんなり何かこう出来るような感じにならんと、個別、個人個人では弱いもんですよ。例えば、高齢の女性が対相手の人が男で話をするのが難しいという相談も受けるんですが、なるだけ解決を穩便にしていくような格好で、農業委員会も、何か手助けが出来んといけんところがあるんじやないかというふうに感じます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。私も先ほど産業振興係長が言われたように、農業者認定の委員になってるわけです。農業委員会代表して。その時に色々、「ああした方ががええよ。こうした方ががええよ。」いうアドバイスはさせてもらっています。ただ、深くはしてないんです、僕の場合は。この[REDACTED]さん[REDACTED]さんの場合も、ちょっと、無理じゃないかというのもあったんですけど、雇用してやりたいというような事を言われたんで、認定しないという訳にいかんので、認定はさせてもらってます。その他の方でもそんなんですよ。野菜の品種をいっぱい入れて、植えて、利益が上がらん、作れんかったと言うような件もあるんですね。品目を絞ってやるというアドバイスはさせてもらうんですが、後は、本人がどんだけ自覚をしてやって頂くかの事なんですね、ですので今回も、[REDACTED]さんにきちっとしたルールをもって説明をしてもらって、今後、皆さんで注意してみて行きましょう。

はい。色々意見ありましたが、ありがとうございました。

議長

これを持ちまして第3回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは8番委員さんから14番委員さんにお願いします。

(閉会)

14時56分